

高知県盲ろう者友の会会則

第1条（名称） この会の名称を高知県盲ろう者友の会とする。

第2条（目的） 盲ろう者の日常生活の向上と、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

第3条（事務局） 本会の事務局を**事務局長宅**に置く。

第4条（事業） 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 盲ろう者のコミュニケーション技術の向上を図る。
- （2） 盲ろう者相互間及び盲ろう者その他の障害者、健常者との交流を図る。

第5条（会員） 本会の会員は、正会員（視覚と聴覚の障害を併せ持つ盲ろう者と、盲ろう者福祉に理解があり、盲ろう者を支援する者）、家族会員（盲ろう者の家族）、賛助会員（個人・団体）で構成する。

第6条（役員） 本会の運営のため次の役員を置く。

- | | |
|---------|--------------|
| （1） 会長 | 1名 |
| （2） 副会長 | 1名 |
| （3） 事務局 | 3名 |
| （4） 企画部 | 6名（うち2名 西部班） |
| （5） 広報部 | 2名 |
| （6） 書記 | 1名 |
| （7） 会計 | 2名 |
| （8） 監査 | 2名 |

1. 会長は会を代表し、会の運営全般をまとめる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
3. 事務局は本会の事務全般を把握し、諸事務を行う。
4. 企画部は学習会、交流会等の企画・運営を行う。
5. 広報部は通信等の発行を行う。
6. 書記は会議などの記録を取る。
7. 会計は本会の会計事務を担当する。
8. 監査は本会の会計を監査し、監査結果を総会に報告する。

第7条（役員の任期）

1. 本会の役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条（会議） 本会の会議を総会、役員会とする。

第9条（総会） 総会は会の最高議決機関であり、会長が招集する。

1. 定期総会は、年1回開催し、議長は会長が行う。
2. 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)によって成立する。
3. 議事は出席者の過半数の賛成を得て可決する。但し、会則の改廃に関する事項については出席者の3分の2以上の賛同を得て可決する。
4. 賛助会員は議決権を持たない。
5. 総会は、次の事項について審議し決定する。
 - (1) 事業計画にかかわる事項
 - (2) 予算、決算、監査に関わる事項
 - (3) 会則や役員選出に関わる事項
 - (4) その他、本会運営に関わる重要な事項

第10条（役員会）

役員会は第6条に定める役員をもって構成する。

第11条（運営費及び事業費）

本会の経費は、会費、寄付金及び補助金をもって充てる。

第12条（会費）

正会員の会費は、年間2,000円（但し、盲ろう者は初年度のみ無料とし、2年目から2,000円）とする。家族会員は一人につき1,000円とする。

賛助会員は個人、年間1口1,000円以上、団体、年間1口5,000円以上とする。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条（退会）

1. 会員の申し出により任意に退会することができる。
2. 理由なく2年間の会費納入がない場合、退会したものとみなす。
3. 退会した者の再入会を妨げない。

付則

1. この会則は、平成23年5月21日から施行する。
2. 平成25年5月19日一部改正
3. 平成29年4月23日一部改正
4. 平成30年4月22日一部改正
5. 令和2年4月26日一部改正
6. 令和4年4月24日一部改正